

府中町内の公園におけるキッチンカー等の出店に係る募集案内

1 目的

公園の賑わい創出・魅力向上・公園利用者の利便性向上

2 出店場所

公園名	出店場所
揚倉山健康運動公園（南エリア）	7 区画（別紙地図）
空城山公園	2 区画（別紙地図）
水分峡森林公園	2 区画（別紙地図）

※出店可能場所は、新たに追加、削除する場合があります。

3 出店可能時間

公園名	出店可能日	出店可能時間（搬入搬出時間を含む）
揚倉山健康運動公園（南エリア）	通年	8：00～19：00
空城山公園	通年	8：00～19：00
水分峡森林公園	通年	8：00～17：00

※出店可能日及び時間においては、変更になる場合があります。

4 申込み・連絡先

＜空城山公園・揚倉山健康運動公園＞

府中町建設部 維持管理課 管理係

住所：広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電話：082-286-3173

＜水分峡森林公園＞

府中町町民生活部 環境課 環境保全係

住所：広島県安芸郡府中町大通三丁目5番1号

電話：082-286-3244

5 出店者資格

- (1) 使用場所（出店場所）及び営業内容に必要なかつ有効な保健所の営業許可を受けている又は届出を行っていること。
- (2) 食品衛生責任者の資格を有する者。
- (3) 生産物賠償責任保険（PL 保険）に加入している者。
- (4) 出店する車両は、車検証の使用者と営業許可書の名義が同一であること。

(使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなします。)

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に掲げる暴力団、暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、その構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

6 許可面積

- (1) 1つの申請につき1区画の面積10㎡(奥行2m×幅5m)とします。
- (2) 看板やゴミ箱等の付属物もこの範囲に含まれます。

※総重量2tを超える車両については、ご相談ください。

7 使用料

＜空城山公園・揚倉山健康運動公園＞

府中町都市公園条例及び府中町都市公園条例規則に基づき算出します。

1区画(10㎡) 2,000円

＜水分峡森林公園＞

府中町水分峡森林公園設置及び管理条例、府中町水分峡森林公園設置及び管理条例施行規則に基づき算出します。

1区画(10㎡) 2,000円

※使用料は、別途発行する納付書により記載の期限までに納付すること。

また、既納の使用料は還付しません。ただし、町長が認める場合はこの限りではありません。

8 注意事項

- (1) 申請の受付日時は、原則許可を必要とする月の2か月前の1日～10日(土日祝日の場合は翌開庁日)の8時30分から17時15分までとします。
- (2) 電子申請の場合は、締切日の17時15分まで必着とし、それ以降に届いたものについては、空きがあれば受付します。
- (3) 出店希望日時に空きがある場合は、その希望日の2週間前まで受付可能とします。ただし、先着順に決定します。
- (4) 申請書の提出方法は、電子申請及び窓口のみとなります。

- (5) 同一日に複数の公園及び複数の出店場所（区画）を選択することはできません。
ただし、空きがある場合は、この限りではありません。
- (6) 申請書の記入及び添付書類に不備がないようにしてください。
- (7) 出店の希望日かつ出店場所（区画）が重複した場合は、くじによる抽選で出店者を決定します。
- (8) 抽選日及び抽選場所は該当者のみに通知します。
- (9) 抽選日当日は必ず指定の時間に来庁してください。
- (10) 抽選の順番は来庁時の受付順となります。
- (11) 欠席者は、職員が代わりに抽選を行います。
ただし、抽選の順番は来庁された方が優先となります。
- (12) 抽選結果に対する異議は認めません。
- (13) 審査・許可に要する期間はおおむね2週間です。
- (14) 空城山公園の出店について、駐車場の混雑状況により希望の時間に搬入できない場合があります。
- (15) 出店場所以外の場所については、協議とします。

9 その他遵守事項

- (1) 雨天等でやむを得ず出店休止又は中止及び極端に営業時間が短くなる場合は、連絡すること。
- (2) 園内での車両移動は、ハザードランプを点灯させ、公園利用者を最優先とし徐行すること。
- (3) 販売中は、キッチンカーのエンジンは停止してください。
- (4) 来客者の整理及び誘導は出店者の責任において行い誘導員を配置する等、安全管理を徹底すること。
- (5) 電力、水、その他出店に関係するものは、出店者各自で全て用意すること。
- (6) 出店者は、必ずゴミ箱を設置し、ごみの散乱防止に努めること。
- (7) 出店及び販売にかかるゴミ及び排水等は出店者が自ら持ち帰ること（購入者が捨てた包装紙等を含む）。
- (8) 火気の使用には十分注意し、使用後は消火を確認すること。
- (9) 酒類、刀剣・鉄砲、わいせつ物、公序良俗に反する物品は販売しないこと。
- (10) 公園内で音楽放送及びマイクの使用をしないこと。
- (11) 衛生管理を徹底し、販売品の品質を確保すること。
- (12) 販売に起因する苦情等は、出店者の責任として解決し、迅速な対応を行うこと。
- (13) 使用に関する事故・故障及び紛失等については、出店者が一切の責任を負うものとする。
- (14) 使用中に施設、設備、備品並びに器具を損傷または汚損したときは、速やかに町及

び公園管理人に届け出て、使用者はこれを現状に復し、その損害を賠償しなければならない。

- (15) 使用後は、区域内の清掃等を十分にしておいて原状に復旧すること。
- (16) 条件が順守されていない場合、または使用財産を公用または公共用に供する必要が生じた場合は、許可を取り消し、またはその条件を変更するものとする。
- (17) 町及び公園管理人からの指示・指導に従わない場合や再三にわたり許可条件等が順守されない場合は、今後許可しない場合があります。
- (18) 使用料の滞納があった場合、またはキャンセルが複数回あった場合は、今後許可しない場合があります。
- (19) 出店後 10 日以内に販売数及び来客数をメールまたは郵送で報告してください。
- (20) 町が指定する場所以外には出店しないこと。
- (21) その他不明な点については、協議するものとする。

10 免責事項

次の損害については、町はその責任を負いません。

- (1) 出店に起因して申請者自らが被った損害及び客又は第三者に与えた損害
- (2) 周辺道路や駐車場の混雑により希望の時間に搬入・搬出できない場合の損害
- (3) 町の指示による使用中止又は使用の取り消しによって生じた損害

11 申請書類

- (1) 公園内行為許可申請書又は水分峡森林公園使用・変更許可申請書
- (2) 計画書
- (3) 営業許可書の写し（広島県内の保健所が発行したもの）
- (4) 食品衛生責任者の写し
- (5) 生産物賠償責任保険（PL 保険）の証明書の写し
- (6) 車検証の写し
- (7) 販売車等の写真（全景、ナンバープレートが分かる写真）
- (8) 雇用関係を証する書類（法人に雇用されている場合のみ）

12 出店手続きの流れ

- (1) 申込み



申請書類(1)～(8)の必要書類を各 1 部提出してください。

- (2) 審査・許可



申込み内容を審査のうえ、許可します。

(3) 許可書交付・使用料納付

申請者へ許可書交付の連絡をするので受け取りに来てください。

「納入通知書」により納入期限までに金融機関等の窓口にてお支払いください。